

# 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律

平成22年 3月31日 法律 第19号

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

平成23年 3月31日 法律 第14号

## 改正前

## 改正後

### - 題名 -

施行日：平成23年 4月 1日

平成二十二年度 **◆追加◆**における子ども手当の支給に関する法律

平成二十二年度 **等**における子ども手当の支給に関する法律

### - 公布文 -

施行日：平成23年 4月 1日

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律をここに公布する。

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律をここに公布する。

### - 本則 -

施行日：平成23年 4月 1日

#### 第一章 総則 (趣旨)

第一条 この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成二十二年度 **◆追加◆**における子ども手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

#### 第一章 総則 (趣旨)

第一条 この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成二十二年度 **等**における子ども手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

### - 本則 -

施行日：平成23年 4月 1日

#### (支給及び支払)

第七条 市町村長は、前条の認定をした受給資格者に対し、子ども手当を支給する。

2 子ども手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二十三年三月(同年二月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合には、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月)で終わる。

3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、子ども手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。

4 子ども手当は、平成二十二年六月及び十月並びに平成二十三年二月にそれぞれの前月までの分を、同年六月に同年二月分及び三月分を、それ

#### (支給及び支払)

第七条 市町村長は、前条の認定をした受給資格者に対し、子ども手当を支給する。

2 子ども手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二十三年九月(同年八月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合には、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月)で終わる。

3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、子ども手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。

4 子ども手当は、平成二十二年六月及び十月並びに平成二十三年二月、六月及び十月に、それぞれの前月までの分を **◆削除◆**支払う。ただし、

それ支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

- 本則 -

施行日：平成23年 4月 1日

(平成二十二年四月から **平成二十三年三月**までの月分の児童手当等の支給に係る特例)  
第二十一条 児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者又は同法附則第六条第一項の給付の支給要件に該当する者、同法附則第七条第四項第一号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者若しくは同法附則第八条第一項の給付の支給要件に該当する者（以下この条において「児童手当等受給資格者」という。）に対する、平成二十二年四月から **平成二十三年三月**までの月分の児童手当又は当該期間の月分の同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条及び附則第三条において「特例給付等」という。）については、当該児童手当等受給資格者は、児童手当又は特例給付等の支給要件に該当しないものとみなす。

(平成二十二年四月から **平成二十三年九月**までの月分の児童手当等の支給に係る特例)  
第二十一条 児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者又は同法附則第六条第一項の給付の支給要件に該当する者、同法附則第七条第四項第一号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者若しくは同法附則第八条第一項の給付の支給要件に該当する者（以下この条において「児童手当等受給資格者」という。）に対する、平成二十二年四月から **平成二十三年九月**までの月分の児童手当又は当該期間の月分の同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条及び附則第三条において「特例給付等」という。）については、当該児童手当等受給資格者は、児童手当又は特例給付等の支給要件に該当しないものとみなす。

- 本則 -

施行日：平成23年 4月 1日

(児童育成事業の特例)  
第二十二条 この法律の規定が適用される場合における児童手当法第二十九条の二の規定の適用については、同条中「児童手当」とあるのは、「児童手当及び平成二十二年度 **◆追加◆**における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）による子ども手当」とする。

(児童育成事業の特例)  
第二十二条 この法律の規定が適用される場合における児童手当法第二十九条の二の規定の適用については、同条中「児童手当」とあるのは、「児童手当及び平成二十二年度 **等**における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）による子ども手当」とする。

- 改正法・題名 - ～平成23年 3月31日 法律 第14号～

施行日：平成23年 4月 1日

◆追加◆

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二三・三・三一法一四）抄

- 改正法・本則 - ～平成23年 3月31日 法律 第14号～

施行日：平成23年 4月 1日

◆追加◆

(趣旨)  
第一条 この法律は、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）に基づく子ども手当の支給が平成二十三年三月で終わることにより生ずる国民生活等の混乱を回避する観点から、同法の子ども手当について、暫定的に同年九月まで支給する措置を講ずるため、同法の一部改正について定めるものとする。

- 改正法・附則・題名- ～平成23年 3月31日 法律 第14号～

施行日：平成23年 4月 1日

◆追加◆

附則

- 改正法・附則- ～平成23年 3月31日 法律 第14号～

施行日：平成23年 4月 1日

◆追加◆

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日（この法律の公布の日が同月一日後となる場合には、公布の日）から施行する。

- 改正法・附則- ～平成23年 3月31日 法律 第14号～

施行日：平成23年 4月 1日

◆追加◆

(この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における子ども手当の支払の調整に関する経過措置)  
第二条 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合において、同月から当該公布の日の属する月までの月分の児童手当等（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第四条第一項の児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付をいう。以下この条において同じ。）の支払が行われたときは、その支払われた児童手当等は、当該月分として支払うべき子ども手当の内払とみなすことができる。